



『セントラルモニタ受信患者間違い』

— 表示しているモニタはその患者さんの心電図に間違いはないですか? —

日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 医療安全情報 No. 42 「セントラル

モニタ受信患者間違い」が発表されました。(2010年5月17日)

一台の送信機から複数の場所に心電図を表示させたため、患者の心電図として表示された別の患者の心電図を見て患者に治療・処置を行ってしまった事例が、2006年1月から2010年3月までの4年3ヶ月で、5件報告されたというものです。

事例が発生した医療機関は以下のことを取り組み事項としています。

- 受信している心電図のチャンネル番号が患者に装着されている送信機と合っているかを確認する。
- セントラルモニタの設定手順を確立する。



当該事例のように設定時に間違いが発生した場合、その間違いを発見する機会は少ないと思われま

す。自施設のモニタ設定時の手順を見直してみましょう。

尚、共有すべき医療事故情報「セントラルモニタ受信患者間違い」(第16回報告書)について、P16、17に事例の概要が記載されています。

<http://www.info.pmda.go.jp/iryoujiko/file/20091216.pdf>

